

田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例施行規則

令和3年3月30日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例（平成27年田辺市条例第22号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(人権擁護)

第2条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）

第1条の2第5項に規定する必要な体制の整備に関し、同条第3項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）は、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施しなければならない。

(衛生管理)

第3条 基準省令第20条の2に規定する必要な措置として、事業者は、衛生管理推進員を置かなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。